

社会福祉法人北出福社会一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 2021年（令和3年）3月1日
 ～2025年（令和7年）3月31日までの4年1月間

2. 内容

目標1：男性職員・女性職員とも、育児休業等を取得しやすい環境作りのため、産
前産後休業・健康保険の出産手当金、各種育児休業制度、雇用保険の育児
休業給付、育休中の社会保険料免除など、諸制度や各種給付について周知
や情報提供を行う。

<対策>

- 2021年3月～ 男性職員にリーフレット「イクメンのすすめ」を回覧する
- 2021年3月～ 法に基づく諸制度や各種給付について調査する。
- 2022年3月～ 諸制度や各種給付について、職員に周知や情報提供を行う。

目標2：有期契約職員を含む全職員について、年次有給休暇の取得促進を図る。

<対策>

- 2021年3月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 2021年8月～ 年次有給休暇取得の阻害要因の把握と、改善策を検討する。
- 2022年1月～ 年次有給休暇の計画的な取得について、次年度の年間カレンダーを検討する。